

## 青森県立保健大学 卒業生研修会助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青森県立保健大学卒業生研修会助成事業の実施について必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 この事業は、青森県立保健大学の卒業生と在校生が、相互交流とスキルアップを図るため、青森県立保健大学各学科同窓会（以下「各学科同窓会」という。）が開催する卒業生研修会事業（以下「研修会事業」という。）に対し、助成する。

### (申請者の要件)

第3条 研修会事業の代表者は、この事業による助成金の交付を理事長に申請することができる。

2 前項の申請は、研修会事業実施の概ね2ヶ月前までに研修企画書に資料（見積書・旅程等）を添付の上、行わなければならない。

### (助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、助成決定の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

### (助成金額の上限)

第5条 助成金額は各学科同窓会につき1年度当たり10万円以内とする。

### (助成対象経費)

第6条 助成金の助成対象となる経費は、各学科同窓会が開催する卒業生研修会に必要な講師の旅費・謝金・テキスト代等とする。

2 旅費・謝金の算定については本学旅費規程・本学各種単価等に基づき算定する。

### (審査)

第7条 理事長は、第3条第1項の規定による申請を受けたとき、青森県立保健大学就職対策委員会（以下「就職対策委員会」という。）に内容の審査を依頼する。

2 前項の依頼を受けた就職対策委員会は、研修企画書を審査し、その結果を理事長に報告する。

3 理事長は、就職対策委員会の報告に基づき助成の可否及び助成額を決定し、審査結果通知書により申請者へ通知する。

(研修会事業の運営)

第8条 研修会事業の運営に係る一切の業務は各学科同窓会が行うものとする。

(実績報告)

第9条 助成の決定を受けた者は研修会事業の実施日（複数日に亘る場合は最終日）から1か月以内、又は助成の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに研修実績報告書及び口座振替申出書に領収書等支払金額が証明できる書類（コピー可）を添付の上、理事長に提出しなければならない。なお、申請者と振替口座名義者が違う場合は委任状を添付することとする。

2 理事長は、前項の規定による報告を受けたとき、就職対策委員会に内容の審査を依頼する。

(助成金の支払)

第10条 前条の依頼を受けた就職対策委員会は、前条に定める研修会実績報告書等を審査し、理事長に審査結果を報告する。

2 理事長は、就職対策委員会の報告に基づき助成の適否等を決定し、適正と認められた場合は、精算払いにより助成金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めることのほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

2 本研修会に関する書類は、研修会を実施した日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。